

指定介護予防・日常生活支援総合事業訪問型重要事項説明書

Ver2026/4/27

当事業所は介護保険の指定を受けています。
平成28年 4月 1日 東白川村指定 第2181300027号

当事業者はご契約者に対して指定介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上のご注意頂きたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 東白川村社会福祉協議会
- (2) 法人所在地 岐阜県加茂郡東白川村神土697番地の1
- (3) 電話番号 0574-78-2059
- (4) 代表者氏名 会長 桂川 憲 生
- (5) 設立年月日 昭和63年 8月 4日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の名称 東白川村訪問介護事業所
- (2) 事業所所在地 岐阜県加茂郡東白川村神土697番地の1
- (3) 電話番号 0574-78-2059
- (4) 管理者 安江輝彦
- (5) 営業日及び営業時間
営業日 月曜日～金曜日
営業時間 午前8時～午後6時
受付時間 午前8時15分～午後5時15分

3. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種		常 勤	非 常 勤
管 理 者		1名	
サービス提供責任者		1名	1名
訪問介護員		1名	3名
内 訳	(1) 介護福祉士	1名	2名
	(2) ヘルパー1級		
	(3) ヘルパー2級		1名

4. サービス内容

①身体介護

- ・入浴介助 入浴の介助又は入浴が困難な方は体を拭く（清拭）などします。
- ・排泄介助 排泄の介助、おむつ交換を行います。
- ・食事介助 食事の介助を行います。 ・体位変換 体位の変換を行います。

②生活援助

- ・調 理 ご契約者の食事の用意を行います。 （ご家族分の調理は行いません）
- ・洗 濯 ご契約者の衣類等の洗濯を行います。 （ご家族分の洗濯は行いません）
- ・掃 除 ご契約者の居室の掃除を行います。
（ご契約者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。）
- ・買い物 ご契約者の日常生活に必要な物品の買い物をを行います。
（預金・貯金の引きだしや預け入れは行いません。）

5. 利用料金

(1) それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前8時から午後6時）での料金は次の通りです。

☆ 厚生労働大臣より示された、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準単位数に10円を乗じた額。

※利用料金は、標準単価に特別地域加算、介護職員処遇改善加算等を上乗せした金額となっています。

☆ 利用料金の自己負担額は、原則として上記の金額の1割ですが、ご契約者によって異なる場合があります。

☆ ご契約者がまだ要支援認定を受けていない場合には、要支援の認定を受けられた翌月から遡って請求させていただきます。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の支給対象とならないサービス

①介護保険支給の支給限度を超える指定介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービス

介護保険支給の支給限度を超えて指定介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスを利用される場合は、サービスの利用料金の全額がご契約者の負担となります。料金は(1)に準じます。

(3) 交通費

東白川村以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

・事業所から、片道おおむね10km未満	無料
・事業所から、片道おおむね10km以上20km未満	500円
・事業所から、片道おおむね20km以上	実費

(4) 利用料金のお支払方法

前記(1)、(2)の料金、費用は1ヶ月毎に計算しご請求しますので、翌月30日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。1ヶ月に満たない期間の利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

ア. 口座への振込	
めぐみの農協 東白川支店	当座貯金 8501661
イ. 金融機関口座からの自動引落とし	
ご利用できる金融機関名	めぐみの農協 東白川支店 ・ 郵便局

(5) 利用の中止、変更、追加

☆ 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、指定介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加する事が出来ます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) 備品等の使用

指定介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービス実施のために必要な備品等は無償で使用させていただきます。

7. 守秘義務等

(1) 事業者及びサービス従事者または従業員は指定介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスを提供する上で知り得た 契約者又はその家族に関する事項を正当な理由無く第三者に漏洩しません。この守秘義務は本契約が終了した後も継続します。

(2) 事業者は契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

(3) 前2項に拘わらず、契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

8. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の急変等の緊急事態が発生した場合は、事前の打ち合わせにより、利用者の主治医、救急隊、緊急連絡先（ご家族等）、介護支援専門員（ケアマネジャー）等に連絡いたします。

9. 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、利用者がお住まいの市町村、ご家族、介護予防支援事業所等に連絡いたします。

10. 身体拘束の禁止

当事業所は、サービスの提供を行っているときに、利用者本人もしくは他の利用者の身体に危険が生じるような緊急やむを得ない場合を除いて、利用者の身体を拘束することはありません。緊急やむを得ず、利用者の身体を拘束する場合は、その状況・時間・方法等の詳細を「個別サービス提供記録書」等に記録し、閲覧に供します。

11. 虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

事業所は、サービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

12. 苦情の受付について

(1) 苦情受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

苦情受付窓口	東白川村訪問介護事業所
苦情受付担当者	管理者 安江輝彦
電話番号	0574-78-2059
受付時間	毎週月曜日～金曜日（但し12月29日～1月3日は除く） 午前8時30分～午後5時15分

※ご不明な点は、何でもお尋ね下さい。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

東白川村役場 介護保険担当	電話 0574-78-3111
---------------	-----------------

岐阜県国民健康保険団体連合会	岐阜市下奈良2-2-1（岐阜県福祉農業会館内）
----------------	-------------------------

電話	058-275-9825
----	--------------

岐阜県社会福祉協議会	岐阜市下奈良2-2-1（岐阜県福祉農業会館内）
------------	-------------------------

電話	058-273-1111
----	--------------

令和 年 月 日

指定介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 住所 岐阜県加茂郡東白川村神土697-1
事業者名 社会福祉法人 東白川村社会福祉協議会
説明者職名 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスの提供開始に同意しました。

ご契約者 住所
氏名 印

ご家族 住所
氏名 印